

青森県報

第三千六百七十一号

平成二十五年

三月二十七日

(水曜日)

目 次

規 則

青森県道路法施行細則……………	(道 路 課) …… 一
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の 一部を改正する規則……………	(人 事 課) …… 四
青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後 の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則 ……………	(健 康 福 祉 政 策 課) …… 五
告 示	
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 五
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の所在地の 変更の届出……………	(障 害 福 祉 課) …… 五
道路の区域の変更……………	(道 路 課) …… 六
道路の供用の開始……………	(同) …… 六
急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	(河 川 砂 防 課) …… 七
都市計画事業計画の変更認可……………	(都 市 計 画 課) …… 七
公 告	
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………	(県 民 生 活 文 化 課) …… 八
出先機関	
土地改良区の役員 の 退 任……………	(中 南 地 域 県 民 局) …… 八

規 則

青森県道路法施行細則をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八号

青森県道路法施行細則

(趣旨)

第一条 道路法（昭和二十七年法律第八十号。以下「法」という。）の施行については、道路法施行法（昭和二十七年法律第八十一号）、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）、車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年建設省令第三号）、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）、道路構造令施行規則（昭和四十六年建設省令第七号）、車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成十三年国土交通省令第三百三号）及び青森県道路法施行条例（平成二十四年十二月青森県条例第七十二号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(占用の許可の申請書の添付書類)

第二条 法第三十二条第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が必要ないと認めたものについては、全部又は一部を省略することができる。

- 一 占用の位置及びその付近を表示した図面
- 二 占用区域の実測図（縮尺六百分の一程度）

(占用の権利譲渡の制限)

第三条 法第三十二条第一項の規定による占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、当該占用の許可によって生じた権利を他人に譲渡してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可を受けようとする場合は、道路占用権利譲渡許可申請書（第一号様式）を知事に提出しなければならない。

（占用区域等の貸与の禁止）

第四条 占有者は、その占用区域又は占用物件を他人に貸与することはできない。

（占有者の権利義務の承継の届出）

第五条 相続又は法人の合併によつて占有者の権利義務を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を書面により知事に届け出なければならない。

（継続占用の手続）

第六条 占用期間満了後引き続き占用しようとする者は、その期間満了の三十日前までに法第三十二条第二項の申請書に第二条の規定による書類を添付して知事に提出しなければならない。

（占用の協議書の添付書類）

第七条 法第三十五条の規定により協議し、同意を得ようとする場合の協議書には、

第二条の規定による書類を添付しなければならない。

（翌年度以降の年度分の占用料の納入方法）

第八条 条例第八条ただし書に規定する翌年度以降の年度分の占用料は、毎年度、当該年度分を当該年度の四月三十日までに納入するものとする。

（占用料の減免の申請）

第九条 条例第九条の規定により占用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、免除を受けようとする占用料に係る法第三十二条第二項の申請書に道路占用料減免申請書（第二号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

（占用料の減免に係る占用物件）

第十条 条例第九条第六号に規定する占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件で規則で定めるものは、次に掲げる占用物件とする。

一 道路管理者の設ける街灯又は標識を無償で添加している電柱及び電話柱

二 占用物件である電柱又は電話柱を支えている支柱及び支線

三 公共的団体が設置する有線放送電話柱

四 公共的団体又は電気事業者（卸供給事業者を除く。）若しくは電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける架空の電線（認定電気通信事業者が設けるものにあつては、同項に規定する認定電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）の用に供するものに限る。）

五 電気、ガス、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管

六 認定電気通信事業者の設ける電気通信回線設備（認定電気通信事業の用に供するものに限る。）で各戸に引き込むため地下に埋設するもの

七 公共的団体が設ける水管

八 アークード

九 郵便切手の販売場所を示す規格化された看板（店舗に取り付けられたもので、一店舗一個に限る。）

十 無料で不特定多数人に開放している公園、広場及び運動場

十一 かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設

十二 カーブミラー

十三 くず籠、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく、交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件

十四 バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所

十五 地先から雨水又は汚水を溝等に排水するに必要な排水管

十六 路肩、法敷又は側溝に設ける道路に通ずるための通路

十七 民営の水道事業（専用水道事業を除く。）に係る占用物件

十八 バス停留所標識

十九 駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第六十六号）第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場を除く。）及び道路法施行令第七条第十号に掲げる器具

二十 公安委員会の設ける信号機を無償で添加している電柱及び電話柱

二十一 電柱、電話柱、街灯、消火栓標識又はバス停留所標識に添加されている広告物及び建物、塀その他の道路の区域外にある物件に添加され、かつ、道路の区域内に突出している広告物のうち表裏二面に表示しているもの

二十二 消雪施設

二十三 テレビ難視聴解消用施設

二十四 昭和六十三年四月一日以後架空の電線を撤去し、地下に埋設した電線及びこれを収容する管路等（平成四年四月一日以後設置したこれらと一体不可分な変圧器等の地上機器を含む。）並びに平成四年四月一日以後架空の電線がない道路の地下に埋設した電線及びこれを収容する管路等（これらと一体不可分な変圧器等の地上機器を含む。）

二十五 前各号に掲げるもののほか、占用料を徴収することが著しく不相当である

と知事が認めた占用物件

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(青森県道路占用料の減免に係る占用物件を定める規則及び青森県道路占用規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - 一 青森県道路占用料の減免に係る占用物件を定める規則(昭和四十五年三月青森県規則第二十五号)
 - 二 青森県道路占用規則(昭和三十九年四月青森県規則第三十三号)
(青森県道路占用規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行前に前項の規定による廃止前の青森県道路占用規則(以下「旧規則」という。)第三条第一項ただし書の規定によつてした権利の譲渡の許可は、第三条第一項ただし書の規定によつてした権利の譲渡の許可とみなす。
- 4 この規則の施行前に旧規則第五条の規定により届け出なければならぬこととされている権利義務の承継の届出については、なお従前の例による。

第1号様式(第3条関係)

青森県知事 殿

年 月 日

譲渡人 住 所 [法人にあっては、主たる事務所の所在地]

氏 名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名] ㊦

譲受人 住 所 [法人にあっては、主たる事務所の所在地]

氏 名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名] ㊧

道路占用権利譲渡許可申請書

年 月 日 指令第 号で許可のあった道路占用については、下記の理由により権利を譲渡したいので、連署の上、青森県道路法施行細則第3条第2項の規定により申請します。

記

権利譲渡の理由

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式 (第9条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所 [法人にあっては、主たる事務所の所在地]

氏 名 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]

道路占用料減免申請書

下記のとおり占用料の減免を受けたいので、青森県道路法施行細則第9条の規定により申請します。

記

1 免除に係る道路の占用の内容

- (1) 目的
- (2) 場所

(3) 占用物件

名 称	規 模	数 量

(4) 期間

2 免除を受けようとする額及びその理由

3 その他参考となる事項

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則（平成十二年三月青森県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（青森県立自然公園条例施行規則に基づく事務）

第三条 特例条例第三十八条第十二号に規定する青森県立自然公園条例（昭和三十六年十月青森県条例第五十八号）の施行に関する事務のうち、同条例の施行のための規則に基づく事務であつて、規則で定めるものは、青森県立自然公園条例施行規則（昭和三十七年六月青森県規則第六十二号。以下「自然公園規則」という。）に基づき次に掲げる事務とする。

- 一 自然公園規則第四条第三項第十三号の規定による書類（自然公園規則第六条第二項に規定する同号の書類を含む。）の認定に関すること（二以上の市町村の区域にまたがる公園事業に係る特例条例第三十八条第一号に規定する認可に係るものを除く。）。

- 二 自然公園規則第十二条第三項の規定による書類の提出の要求に関すること（二以上の市町村の区域にまたがる行為に係る特例条例第三十八条第八号に規定する許可に係るものを除く。）。

- 三 自然公園規則第十五条第三十一号の規定による地域の活性化を目的とする自然を活用した催しに関する計画の受理に関すること（二以上の市町村の区域にまたがる特例条例第三十八条第八号に規定する許可又は届出を要しない工作物の新築等に係るものを除く。）。

四 自然公園規則第十八条第十六号の規定による地域の活性化を目的とする自然を
活用した催しに関する計画の受理に関すること(二以上の市町村の区域にまたが
る特例条例第三十八条第九号に規定する届出を要しない工作物の新築等に係るも
のを除く。)。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法
律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十号

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関す
る法律施行細則の一部を改正する規則

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法
律施行細則(平成二十年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三号様式の別表中「面対支援」を「総合支援」に改める。

「シ」 夜間対応型訪問介護

ア 認知症対応型通所介護

第四号様式の別表中 ア 小規模多機能型居宅介護

イ 認知症対応型共同生活介護

ウ 地域密着型特定施設入居者生活介護

「シ」 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護

ア 夜間対応型訪問介護

イ 認知症対応型通所介護

ウ 小規模多機能型居宅介護

エ 認知症対応型共同生活介護

オ 地域密着型特定施設入居者生活介護

カ 複合型サービス

に、「標準・面対支援」を「標準・総合支援」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百四十八号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のと
おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により
公示する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	年月日定
名 称 合同会社ケア サポート上村	主たる事務所 所在地 八戸市大字尻内 八丁目張田六四の 八	平成 二五・四・一
名 称 ケアステーション ノ香ノ鳥の里	所在地 八戸市大字尻内 八丁目張田六四の 八	
有限会社さくら 株式会社	さくら介護支援 相談室 北津軽郡中泊町 大字中里字亀山 七七七の二六四	二五・四・八

青森県告示第二百四十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第六十四条の規定により、次の
とおり指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)から所在地を変更した旨の届
出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	名 称	所 在 地	変更年月日
アポルトしもだ	訪問看護ステーションケ			上北郡おいらせ町向山二六〇八の五 上北郡おいらせ町山崎二六〇八の五	平成三・三・三

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年四月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			後	前				
1	県道	久栗坂造道線	青森市東造道一丁目八一の二から 青森市東造道三丁目一三の三まで		前	一五・七〇メートルから 九六・八〇メートルまで	七五一・六〇メートル	
			三戸郡三戸町大字貝守字蒼前久保九九の五から 三戸郡三戸町大字貝守字蒼前久保九九の一まで		後	九六・八〇メートルから 一五・七〇メートルまで	七五一・六〇メートル	
2	県道	貝守斗内線	三戸郡三戸町大字貝守字蒼前久保九九の五から 三戸郡三戸町大字貝守字蒼前久保九九の一まで		前	七六・一〇メートルから 七六・一〇メートルまで	四〇・〇〇メートル	
			三戸郡三戸町大字貝守字蒼前久保九九の五から 三戸郡三戸町大字貝守字蒼前久保九九の一まで		後	七六・一〇メートルから 七六・一〇メートルまで	四〇・〇〇メートル	
3	国道	二七九号	むつ市大字関根字名子九四の二七から むつ市大字関根字名子四の八まで		前	二〇・四〇メートルから 二〇・四〇メートルまで	一八〇・六七メートル	
			むつ市大字関根字名子九四の二七から むつ市大字関根字名子四の八まで		後	二〇・四〇メートルから 二〇・四〇メートルまで	一八〇・六七メートル	

備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年四月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	の供用開始日
-----	---------	--------

県道浅水南部線	三戸郡五戸町大字手倉橋字金ヶ沢七二の二から三戸郡五戸町大字手倉橋字堀合沢一八の七まで	平成三〇・二七
県道酸ヶ湯黒石線	黒石市大字上十川字長谷沢一番囲五二の二から黒石市大字上十川字長谷沢一番囲三二の二まで	"
県道貝守斗内線	三戸郡三戸町大字貝守字蒼前久保九九の五から三戸郡三戸町大字貝守字蒼前久保九九の一まで	"

青森県告示第百五十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

桜田一号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十三号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱十三号を結んだ線は町道作田・鍛冶林・一ノ坂線官民境界とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
------	------	-----	----	----

一	七戸町	鍛冶林	一九の二七
二	"	"	一九の二一
三	"	"	一九の二一
四	"	"	一九の二一
五	"	"	四一の二
六	"	"	四一の二
七	"	"	一一
八	作田	"	三六
九	"	"	一一〇の二
十	"	"	一一〇の二
十一	"	"	一〇七の一
十二	"	"	一〇四の二
十三	"	"	一〇〇の三

青森県告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、蟹田都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十五年三月十九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
外ヶ浜町
- 二 都市計画事業の種類
蟹田都市計画下水道事業（外ヶ浜町公共下水道（蟹田処理区））
- 三 事業施行期間
平成十年十二月二十五日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十七年三月十八日青森県告示第百九十八号）

の事業地のとおり変更なし。
 2 使用の部分
 都市計画事業計画の変更認可（平成十七年三月十八日青森県告示第百九十八号）
 の事業地のとおり変更なし。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証
 の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十五年二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人もりの家
- 三 代表者の氏名
中里 藤枝
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市根城八丁目六の二七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、疾患等により在宅で終末期を過ごしたいと願う患者に対し、安心して望む場所で、望むように生を全つできるようにするために、看護師・介護福祉士等の専門職やボランティアの役割をコーディネートし、地域のかかりつけ医と協力しながら質の高いケアを提供して、在宅終末期患者とその家族を支援する事業を行い、在宅終末期医療福祉に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、弘前北部土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年三月二十七日

中南地域県民局長 田 澤 俊 明

役員別の氏名	住 所	退任の年月日
理事 高杉 隆雄	弘前市大字高杉字阿部野三九三の四	平成 四・六 二七
監事 棟方 繁	大字糠坪字桜山一六四	二 五・三・八
" " " "	" " " " 一一九の四	二 五・三・二

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円一銭